副

（様式例１） 394

事 業 報 告 書

（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月３０日）

１　医療法人の概要

（１）名　　称　　医療法人　健貢会

①　□ 財団　■ 社団（ ■ 出資持分なし　□ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　□ 特別医療法人　□ 特定医療法人

□ 出資額限度法人　　■その他

③　■ 基金制度採用　　□基金制度不採用

注）①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）

（２）事務所の所在地　　〒020-0022　岩手県盛岡市大通二丁目５番１２号

（３）設立認可年月日　　平成２８年　７月１９日

（４）設立登記年月日　　平成２８年　８月　１日

２　事業の概要

（１）　本来業務（開設する診療所の業務）

種　類	施設の名称	開　設　場　所	許可病床数
診療所	おおどおり鎌田内科 クリニック 0310118450	岩手県盛岡市大通二丁目5番12号	無床

（２）当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和７年８月２３日　　令和６年度決算の決定

副

様式２

法人名　医療法人　健貢会
所在地　岩手県盛岡市大通二丁目５番１２号

※医療法人整理番号			3	9	4

財　産　目　録

（令和 8年 6月30日現在）

１．資　産　額	542,001	千円
２．負　債　額	380,180	千円
３．純　資　産　額	161,821	千円

（内　訳）

（単位：千円）

区　分		金　額
Ａ 流 動 資 産		94,853
Ｂ 固 定 資 産		447,148
Ｃ 資 産 合 計	（Ａ＋Ｂ）	542,001
Ｄ 負 債 合 計		380,180
Ｅ 純　資　産	（Ｃ－Ｄ）	161,821

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　地　（■ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　物　（■ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

副

様式３－２

法人名　医療法人　健貢会
所在地　岩手県盛岡市大通二丁目５番１２号

※医療法人整理番号			う	9	4

貸　借　対　照　表

（令和 8年 6月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	94,853	Ⅰ 流動負債	4,297
Ⅱ 固定資産	447,148	Ⅱ 固定負債	375,883
1 有形固定資産	381,740	負債合計	380,180
2 無形固定資産	1,396	純資産の部	
3 その他の資産	64,011	科目	金額
		Ⅰ 基金	35,000
		Ⅱ 積立金	126,821
		（うち代替基金）	(0)
		Ⅲ 評価・換算差額等	0
		純資産合計	161,821
資産合計	542,001	負債・純資産合計	542,001

副

様式４－２

法人名　医療法人　健貢会
所在地　岩手県盛岡市大通二丁目５番１２号

※医療法人整理番号			3	9	4

損　益　計　算　書

（自 令和 7年 7月 1日　至 令和 8年 6月30日）

（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	186,016
2 事業費用	197,680
本来業務事業損失	11,663
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	11,663
Ⅱ 事業外収益	4,046
Ⅲ 事業外費用	2,859
経常損失	10,475
Ⅳ 特別利益	133
Ⅴ 特別損失	344
税引前当期純損失	10,687
法人税等	161
当期純損失	10,848

副

（様式例２）394

監　事　監　査　報　告　書

医療法人　健貢会
理事長　鎌田　潤也　殿

私は、医療法人健貢会の令和７年度会計年度（令和７年７月１日から令和８年６月３０日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

（１）事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
（２）会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
（３）計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
（４）理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和８年　８月２０日

医療法人　健貢会

監事　鎌田　玄一